

「店頭CFD取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(2022年1月17日)

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
第2条 (口座の開設)	第2条 (口座の開設)
(省 略)	(現行どおり)
<<個人のお客様>>	<<個人のお客様>>
(省 略)	(現行どおり)
(12) 既に本取引口座を開設していないこと	(12) 既に本口座を開設していないこと。
(省 略)	(現行どおり)
<<法人のお客様>>	<<法人のお客様>>
(省 略)	(現行どおり)
(7) 既に本取引口座を開設していないこと	(7) 既に本口座を開設していないこと。
(省 略)	(現行どおり)
3. 当社は、満年齢が81歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、「回答書」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。	3. 当社は、満年齢75歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、「回答書」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。
(省 略)	(現行どおり)
4. 本取引を開設したお客様が、第2条第1項を満たさなくなった場合には、直ちに当社に対して通知するものとします。	4. 本口座を開設したお客様が、第2条第1項を満たさなくなった場合には、直ちに当社に対して通知するものとします。
(省 略)	(現行どおり)
第11条 (両建て取引)	第11条 (両建て取引)
同一銘柄を、売り買い双方の建玉にて同時に保有することを両建て取引といたします。本取引において両建て取引を行う場合には、分配相当額や金利調整額の受け払いが発生し、売建玉については、貸株料調整額の支払いも発生します。	同一銘柄の売り買い双方の建玉を同時に保有することを両建て取引といたします。お客様は、本取引において両建て取引を行う場合には、分配相当額や金利調整額の受け払いが発生し、売建玉については、貸株料調整額の支払いも発生する <u>など損計算になることおよび売買価格差を二重に負担するなどの経済的合理性を欠くおそれがある取引であることを承諾したうえで行うもの</u> とします。
(省 略)	(現行どおり)

現 行	改正後
<p>第26条（解約）</p> <p>（省 略）</p> <p>（8）当社が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると当社が判断した場合またはお客様が本取引を利用することが不適切であると当社が判断したとき。不適当な取引とは、第28条第<u>3</u>項に掲げる取引をいう。</p> <p>（省 略）</p>	<p>第26条（解約）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>（8）当社が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると当社が判断した場合またはお客様が本取引を利用することが不適当であると当社が判断したとき。不適当な取引とは、第28条第<u>4</u>項に掲げる取引をいう。</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第13条（当社による決済）</p> <p>当社は、次の各号にお客様が該当したことにより、<u>当社</u>がお客様の意思に関係なくお客様の計算で本取引の建玉を反対売買することができるものとします。</p> <p>（省 略）</p>	<p>第13条（当社による決済）</p> <p>当社は、次の各号にお客様が該当したことにより、お客様の意思に関係なくお客様の計算で本取引の建玉を反対売買することができるものとします。</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第27条（免責事項）</p> <p>（省 略）</p> <p>（16）システム障害等により発生した事故について、当社が訂正売買等の事故処理を行った結果、お客様に意図しない決済損益が発生したことにより、お客様が想定していなかった課税所得が発生もしくは発生し<u>なくなった</u>ことによる損害。</p> <p>（省 略）</p>	<p>第27条（免責事項）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>（16）システム障害等により発生した事故について、当社が訂正売買等の事故処理を行った結果、お客様に意図しない決済損益が発生したことにより、お客様が想定していなかった課税所得が発生したことによる損害。</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>（20）第28条第<u>4</u>項の定めにより、お客様に生じた一切の損害。</p> <p>（省 略）</p>	<p>（20）第28条第<u>5</u>項の定めにより、お客様に生じた一切の損害。</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第28条（取引の制限・禁止行為）</p> <p>（省 略）</p> <p>（新 設）</p> <p><u>3. お客様は、次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ承諾するものとしま</u></p>	<p>第28条（取引の制限・禁止行為）</p> <p>（現行どおり）</p> <p><u>3. お客様は、マイページのお客様情報を最新に保つこととします。お客様情報画面の必要記載事項が入力されていない場合、また、最新の情報に更新されていないと当社が判断した場合、当社はお客様の取引を制限できるものとします。</u></p> <p><u>4. お客様は、次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ承諾するものとしま</u></p>

現 行	改正後
<p>す。</p> <p>(省 略)</p> <p><u>4.</u> お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前に通知することなくお客様の取引口座の新規取引を規制し、過去に遡り約定を取消することができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該禁止行為により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。</p> <p>(省 略)</p> <p>第31条 (改訂および承認) 本約款および説明書は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページもしくはマイページ上で開示するものとし、重要な改訂については、書面またはメールをもってお客様に通知するものとします。</p> <p>(以下、省 略)</p> <p style="text-align: right;"><u>2021年11月8日</u></p>	<p>す。</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>5.</u> お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前に通知することなくお客様の本口座の新規取引を規制し、過去に遡り約定を取消することができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該禁止行為により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第31条 (改訂および承認) 本約款および説明書は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページ等で開示するものとし、重要な改訂については、書面またはメールをもってお客様に通知するものとします。</p> <p>(以下、現行どおり)</p> <p style="text-align: right;"><u>2022年1月17日</u></p>